

(公 印 省 略)
医第30030-2号
平成29年10月16日

旅館、ホテルを経営する皆様へ

群馬県健康福祉部長 川原 武男

無資格者によるあん摩マッサージ指圧業等について (注意喚起)

本県の保健衛生行政の推進にあたっては、日頃から御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、あん摩、マッサージ若しくは指圧、はり又はきゅうを業として行うためには、厚生労働大臣から「あん摩マッサージ指圧師免許」、「はり師免許」又は「きゅう師免許」を受ける必要があり、無免許でこれらの行為を業として行った者は、「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律」により処罰の対象になります。

しかしながら、県内でも一部において、無資格者があん摩マッサージ施術等を行っているとの情報が寄せられております。つきましては、下記の事項について、今後とも御注意いただきますようお願いいたします。

記

- 1 旅館、ホテルが「マッサージ」等の出張施術を依頼する際には、免許証及び写真入りの本人確認書類により免許の有無及び本人確認を行い、疑問点があれば所管の保健所等に照会するなど、無資格者によるあん摩マッサージ指圧業等の防止に御協力ください。
- 2 旅館、ホテルが、その一画であん摩、マッサージ又は指圧等の施術所を開設する場合は、所管の保健所等に、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律に基づく施術所開設届を提出していただく必要があります。
なお、旅館、ホテルの一画を施術者が借り受けて営業する場合には、その施術者が届出を行うこととなります。

担当	医務課医療指導係
電話	027-226-2533